

○労働委員会

内閣提出法律案(二件)

号番	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	(注)※は予算関係法律案
61	33※	28※				
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案	労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者一部に改正する法律案				
ク	ク	衆				
三、二	一、一九	二、五 二、五				
六、八	五、三	五、 二、五	付委員会 託	付委員会 託	付委員会 託	
可決 六〇	可決 六一	可決 四、一〇	議委員会 決	議委員会 決	議委員会 決	
可決 六二	可決 六二	可決 四、二二	議本会議 決	議本会議 決	議本会議 決	
五、二	四、六	五、 二、五	付委員会 託	付委員会 託	付委員会 託	
修正 六七	可決 五二	可決 四五二	議委員会 決	議委員会 決	議委員会 決	
修正 六八	可決 五二	可決 四五六	議本会議 決	議本会議 決	議本会議 決	
	参考 参本会議趣旨説明	備考 衆本会議趣旨説明 五、四、六 五、一二				

本院議員提出法律案二件

号番	件名	提出者	月日
3	介護休業等に関する法律案	中西珠子君	（月日）
4	林業労働者の雇用の安定及び雇用管理制度の改善等に関する法律案	浜本芳二君 外四名 （四五二八）	（月日）
五三一	五	三一六	付備送
			衆へ提出
六一〇	五五二	委員会付託	議院参
未了	未了	委員会付託	議院参
		委員会付託	議院参
		委員会付託	議院参
		議院参	衆議院
		備考	備考

国会の承認を求めるの件（二件）

号番	件名	提出日	参議院	衆議院	備考
2	件名				
公の件	地方自治法第六項の規定に基づき、条規の設置に共職業安定所の出張所に関し承認を求めるの件	（五六二八）	付託委員会	付託委員会	
参	院議先				
五二二	五	（五六二九）	議決委員会	議決本会議	
承認	五三一九	五	未了	議決委員会	
承認	五三一九	五	未了	議決本会議	
承認	五三一二	五	付託委員会	付託委員会	
承認	五四七	五	議決委員会	議決委員会	
承認	五四八	五	議決本会議	議決本会議	
					備考

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第二八号）

要旨

本法律案は、今後においても駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が引き続き予想される状況にかんがみ、現行の駐留軍関係離職者対策及び漁業離職者対策を引き続き実施するため、法の有効期限を延長するものであり、その内容は次のとおりである。

一、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限（平成五年五月十六日）を五年延長すること。

二、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限（平成五年六月三十日）を五年延長すること。

三、この法律は、公布の日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、法の有効期限をそれぞれ五年延長するものであります。

委員会におきましては、今後の離職者の発生の見通し、離職者の再就職の促進、駐留軍関係従業員及び漁業従事者の労働条件の改善等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。

労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三三[号]）

要旨

本法律案は、労働条件をめぐる社会経済情勢の動向にかんがみ、労働者のゆとりのある生活の実現等に資するため、法定労働時間の短縮を初めとする労働時間の短縮のための規定を整備し、併せて中小企業等における取組みを支援するための措置等を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、法定労働時間の短縮

1 一週四十時間の法定労働時間を平成六年四月一日から適用する。

2 一定の規模以下又は一定の業種の事業については、平成九

年三月二十一日までの間、四十時間を超え四十四時間以下の範囲で命令で定める時間とする猶予措置を置く。

二、現行の三か月単位の変形労働時間制を最長一年単位とする。

三、時間外及び休日の割増賃金について、その率を二割五分以上五割以下の範囲で命令で定める率とする。

四、裁量労働に係るみなし労働時間制の適用業務を命令で定める。

五、年次有給休暇制度の改善

1 初めて与えられる年次有給休暇の勤続要件を一年から六箇月に短縮する。

2 育児休業をした期間は、年次有給休暇の取得要件の判断に当たっては、これを出勤したものとみなす。

六、林業について労働時間等に関する規定を適用する。

七、年少者について、一週四十八時間以下の範囲で命令で定める時間、一日八時間を超えない範囲において、最長一年単位の変形労働時間制を適用することができる」とする。

八、労働大臣は、労働時間短縮の総合的支援機関として、以下の業務を行う労働時間短縮支援センターを指定できることとする。

1 労働時間の短縮に関する調査研究

2 労働時間の短縮に関する情報及び資料の総合的収集・提供

3 労働福祉事業関係業務（給付金の支給、労働時間短縮推進委員会等の運営のための研修及び相談等）

4 その他労働時間の短縮を支援するための業務

九、この法律は、労働基準法の改正に係る部分（前記一から七）については平成六年四月一日から、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の改正に係る部分（前記八）については公布の日からそれぞれ施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、生活大国五か年計画に示されたゆとりある豊かな国民生活の実現に資するため、労働時間の一層の短縮を図る目的で提案されたものであります。

その主な内容は、週四十時間労働制を原則として平成六年四月から適用し、猶予対象事業所にあっても平成九年四月からこれを適用すること、変形労働時間制の期間の上限を一年に延長すること、時間外及び休日労働に係る割り増し賃金率を二割五分以上五割の範囲においてそれ命令で定めること、年次有給休暇の勤続条件を六カ月に短縮すること、中小企業の労働時間の短縮を支援する労働時間短縮支援センターを設置すること等の措置を講

じようとするものであります。

委員会におきましては、三日間にわたって質疑を行うとともに、労使の代表及び学識経験者を参考人として招き、その意見も聴取いたしました。質疑の中では、多くの委員が、週四十時間労働制への移行時期を明確にした本法律案を評価するとともに、労働時間は我が国文化の一つの側面であり、労働基準法の改正は人類の進歩の歴史であるとの認識を踏まえて労働時間法制を考えるべきであるとの所見が示されたのを初めとし、年間総労働時間千八百時間の早期達成、法定労働時間の猶予措置及び特例措置の対象となる事業の範囲の縮小並びにこれら事業の週四十時間労働制への早期移行、変形労働時間制の濫用の防止、時間外・休日労働の抑制及び割り増し賃金率の引き上げ、年次有給休暇の付与日数の引き上げ及び取得促進等の諸問題について活発な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了いたしましたところ、日本共産党の吉川委員より修正案が提出されました。次いで討論に入りましたところ、日本共产党・吉川委員より、原案に反対、修正案に賛成の旨の、続いて民社党・スポーツ・国民連合の足立委員より、原案に賛成、修正案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定い

たしました。
なお、本法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民會議、民社党・スポーツ・国民連合、民主改革連合の各会派共同提案による附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上、御報告申し上げます。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案（閣法第六一号）

要旨

本法律案は、短時間労働者について、適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者が能力を有効に發揮することができるようにして、もってその福祉の増進を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、労働大臣は、政令で定める審議会の意見を聴いて、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進、職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき短時間労働者対策基本方針を定め、これを公表する。

二、労働大臣は、政令で定める審議会の意見を聴いて、事業主が

講すべき雇用管理の改善等のための措置に關し、その適切かつ

有効な実施を図るため必要な指針を定め、これを公表する。

三、事業主は、常時労働省令で定める数以上の短時間労働者を雇

用する事業所ごとに、短時間雇用管理者を選任するよう努め

る。

四、労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等を図るために必要な業務

要な場合は、事業主に対し、報告を求め、又は助言、指導、勧告をすることができる。

五、国、都道府県、雇用促進事業団は、短時間労働者等の職業能

力の開発及び向上を促進するため、啓もう宣伝を行うように努

めるとともに、職業訓練の実施について特別の配慮をする。

六、国は、短時間労働者になろうとする者の職業の選択、職業への適応を容易にするため、雇用情報の提供、職業指導及び職業

紹介の充実等必要な措置を講ずるように努める。

七、労働大臣は、短時間労働者の福祉の増進を図ることを目的と

した総合的支援機関として、以下の業務を行う短時間労働援助センターを指定できる。

1 短時間労働者の職業生活に関する調査研究

2 事業主その他の関係者に対する短時間労働者の雇用管理の改善等に関する講習

3 短時間労働者の職業生活に関する情報及び資料の収集、短

時間労働者等に対する情報及び資料の提供

4 労働福祉事業及び雇用福祉事業関係業務（事業主又は事業主団体に対する給付金の支給、相談援助事業、短時間雇用管理者等に対する研修等）

5 その他短時間労働者の福祉の増進のために必要な業務

八、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、七に関する規定は、平成六年四月一日から施行する。

なお、衆議院において修正が行われ、その主な内容は次のとおりである。

一、目的規定において雇用管理の改善等の内容が適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善であることを明確にすること。

二、事業主の責務として、雇用管理の改善等を図るために必要な措置を講ずるに当たり、短時間労働者の就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮すべきことを明確にすること。

三、事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、労働時間その他の労働条件に関する事項を明らかにした文書を交付するよう努める旨の規定を置くこと。

四、事業主は、短時間労働者に係る事項について就業規則を作成、変更するときは、短時間労働者の過半数を代表する者の意

見を聞くよう努める旨の規定を置くこと。

五、労働大臣は、事業主に対し、報告を徴収し、又は勧告を行うことができるとしてすること。

六、法律施行三年後に、この法律の規定について検討する旨の規定を置くこと。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、短時間労働者、すなわち世上言うところのパートタイム労働者の我が国経済社会における役割的重要性にかんがみ、その適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善に関する措置等を講ずることにより、その有する能力を有効に發揮することができるようにして、もって短時間労働者の福祉の増進を図ろうとするものであります。その主な内容は、第一に、労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進等に関する施策の基本となるべき短時間労働者対策基本方針を策定すること、第二に、労働大臣は、事業主がその雇用する短時間労働者について講ずべき雇用管理の改善等のための措置に関し必要な指針を策定するとともに、事業主に対し報告を求め、又は助言、指導、勧告をすることができること、第三

に、事業主等に対する給付金の支給、短時間労働者及び事業主等に対する相談援助等を行う短時間労働援助センターを設置すること等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、短時間労働者には特に女性が多数を占める現況にかんがみ、男女雇用機会均等法の趣旨を踏まえた本法律の適正な運用及び実効性の確保、短時間労働者の現状と今後のあり方、指針の内容、通常労働者との均衡の概念、短時間労働援助センターの役割、所定労働時間が通常の労働者とほとんど同じ労働者の取り扱い、パートタイム労働に関するILO質問書への政府の対応、期間雇用の問題、国・地方公共団体等における非常勤職員の実態等々について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了いたしましたところ、日本共産党の吉川春子委員より修正案が提出されました。

次いで討論に入りましたところ、日本共産党の吉川春子委員より、原案に反対、修正案に賛成の旨の、続いて民主改革連合の笛野貞子理事より、原案に賛成、修正案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民會議、民社党・スポーツ・国民連合、民主改革連合の各会派共同提案による附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上、御報告申し上げます。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関する承認を求めるの件（閣承認第二号）

要旨

本承認案件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共職業安定所の出張所三箇所（札幌公共職業安定所北三条出張所、仙台公共職業安定所青葉出張所、名古屋中公共職業安定所名駅出張所）を設置することについて、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました承認案件につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るために、札幌、仙台及び名古屋中公共職業安定所に、レディス・ハローワーク事業を専門的に推進する出張所をそれぞれ設置することについて、地方自治法の規定に基づき国会の承認を求めようとするものであります。

委員会におきましては、女性の就労動向、レディス・ハローワークの設置及び運営の状況、組織体制の拡充整備等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終了し、採決の結果、本件は全会一致をもって原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。